別表六の二（二十一）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の５第２項又は第３項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち特定中小連結親法人等に係る額　⑷」の欄は、租税特別措置法第68条の15の５第２項第１号に規定する特定中小連結親法人等が同条第１項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等の取得価額の合計額を記載すること。

3　「翌期繰越額　⑶⑼－⑷⑽　⑷⑴」の各欄の外書には、租税特別措置法第68条の15の８第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(三)「７」又は別表六の二(三)付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六の二(十七)付表及び別表六の二(十八)を削る。

別表六の二(十七)の表中

(別表一の二(一)「５」＋「７」)、(別表一の二(二)「５」＋「７」)又は(別表一の二(三)「５」＋「７」)のうち帰せられる金額	(別表一の二「５」＋「７」)のうち帰せられる金額
連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「21」)	連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十九)付表「20」)
連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「22」)	連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十九)付表「21」)

を

連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)	連結所得の金額 (別表四の二「54の①」)

に、

調整前連結税額 (別表一の二(一)「２」、別表一の二(二)「２」又は別表一の二(三)「２」)	調整前連結税額 (別表一の二「２」)

を

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「７の⑰」)	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑱」)

に改め、同表の記載要領第11号(1)中「「(別表一の二(一)「５」＋「７」)、(別表一の二(二)「５」＋「７」)又は(別表一の二(三)「５」＋「７」)のうち帰せられる金額　⑸」を「「(別表一の二「５」＋「７」)のうち帰せられる金額　⑸」に、「「別表一の二(一)「５」」、「別表一の二(二)「５」」又は「別表一の二(三)「５」」」を「「別表一の二「５」」」に改め、同号(2)中「「(別表一の二(一)「５」＋「７」)、(別表一の二(二)「５」＋「７」)又は(別表一の二(三)「５」＋「７」)のうち帰せられる金額　⑸」を「「(別表一の二「５」＋「７」)のうち帰せられる金額　⑸」に、「別表一の二(一)「10」」を「別表一の二「10」」に改め、「、別表一の二(二)「８」の外書の金額又は別表一の二(三)「８」の外書の金額」を削り、同項11号中「第68条の９第３項」を「第68条の９第４項」に、「である」を「(連結親法人事業年度(法第15条の２第１項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。)が平成31年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第６号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第８項第５号(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)に規定する中小連結法人又は同法第42条の４第８項第７号(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)に規定する農業協同組合等)である」に改め、同表を別表六の二(十九)とし、同表の次に次の一表を加える。